

令和4年度 国民健康保険事業特別会計決算の概要

1 決算の概況

本町の国民健康保険に加入している世帯数及び被保険者数は、年度末現在で6,198世帯9,455人で、前年度末と比較すると世帯数は324世帯(△5.0%)の減、被保険者数は657人(△6.5%)の減となりました。また、本町の総世帯、総人口に対しての加入率は、それぞれ27.6%、19.3%となっております。

令和4年度の決算額は、歳入4,926,205千円、歳出4,781,773千円で、前年度に比べ、歳入は217,021千円(△4.2%)の減、歳出は181,754千円(△3.7%)の減となり、歳入歳出差引額は144,432千円となりました。

第1表 決算収支の状況

区 分	令和4年度 (a)	令和3年度 (b)	前年度比較増減 (a)-(b)	前年対比伸率 $\frac{(a)-(b)}{(b)}$
	千円	千円	千円	%
歳入総額(A)	4,926,205	5,143,226	△217,021	△4.2
歳出総額(B)	4,781,773	4,963,527	△181,754	△3.7
歳入歳出差引額 (A)-(B)(C)	144,432	179,699	△35,267	△19.6
翌年度に繰り越 すべき財源(D)	—	—	—	—
実質収支 (C)-(D)(E)	144,432	179,699	△35,267	△19.6
単年度収支 (E)-前年度(E)(F)	△35,267	△22,328	△12,939	△57.9
積立金(G)	208,437	219,997	△11,560	△5.3
積立金取崩し額(H)	260,000	250,000	10,000	4.0
実質単年度収支 (F)+(G)-(H)(I)	△86,830	△52,331	△34,499	△65.9

第2表 過去5年間における加入率の状況（毎年度末現在）

区分 年度	総 数		国 保		加 入 率 (%)	
	世帯数	人 口	世帯数	被保険者数	世 帯	被保険者
平成30年度	21,266	48,581	6,666	10,829	31.3	22.3
令和元年度	21,594	48,743	6,620	10,627	30.7	21.8
令和2年度	21,937	48,973	6,658	10,512	30.4	21.5
令和3年度	22,174	49,053	6,522	10,112	29.4	20.6
令和4年度	22,441	49,077	6,198	9,455	27.6	19.3

2 歳入の状況

歳入総額は、4,926,205千円で、前年度の5,143,226千円と比較すると217,021千円（△4.2%）の減となっており、その内訳は次のとおりです。

ア 国民健康保険料

一般被保険者及び退職被保険者等の保険料現年度分調定額は977,613千円で、前年度の1,017,134千円に比べ39,521千円の減となり、収入済額は913,141千円で還付未済を除く実収納額は、911,748千円、収納率は93.26%でした。

滞納繰越分調定額は156,860千円で、収入済額は39,227千円で不納欠損額38,629千円及び還付未済額を除いた後の収納率は33.12%でした。

イ 県支出金

県支出金は3,146,927千円で、前年度に比べ177,475千円の減となりました。

内訳は、保険給付費等交付金（普通交付金）3,061,995千円、保険給付費等交付金（特別交付金）84,932千円で構成されています。

ウ 繰入金

繰入金は639,557千円で、前年度に比べ21,791千円の増となりました。内訳は一般会計からの繰入金が379,557千円、基金繰入金が260,000千円でした。

エ 繰越金

繰越金は179,699千円で、前年度からの繰越となります。

オ 国庫支出金

国庫支出金は25千円で、マイナンバーカードの健康保険証利用等を勧奨するリーフレット作成等の補助金でした。

カ その他の収入

手数料5千円、財産収入31千円、諸収入7,593千円で、前年度に比べ3,370千円の増となりました。

第3表 歳入の状況

区 分	令和4年度			令和3年度		
	決算額	構成比	前年対比伸率	決算額	構成比	前年対比伸率
年 度	千円	%	%	千円	%	%
国民健康保険料	952,368	19.3	△4.0	992,505	19.3	△5.4
使用料及び手数料	5	0.0	66.7	3	0.0	50.0
県 支 出 金	3,146,927	63.9	△5.3	3,324,402	64.6	1.9
保険給付費等交付金 (普通交付金)	3,061,995	62.2	△5.8	3,251,506	63.2	1.9
保険給付費等交付金 (特別交付金)	84,932	1.7	16.5	72,896	1.4	2.4
保険者努力支援分	18,470	0.4	7.4	17,202	0.3	7.6
特別調整交付金	21,973	0.4	48.5	14,794	0.3	△10.0
県繰入金(2号分)	34,867	0.7	22.2	28,532	0.6	4.1
特定健診等負担金	9,622	0.2	△22.2	12,368	0.2	8.8
財 産 収 入	31	0.0	△53.0	66	0.0	△26.7
繰 入 金	639,557	13.0	3.5	617,766	12.0	11.8
一般会計繰入金	379,557	7.7	3.2	367,766	7.2	4.4
保険基盤安定 繰入金	217,223	4.4	△2.0	221,581	4.3	△2.7
職員給与費等 繰入金	83,997	1.7	7.8	77,953	1.5	4.2
出産育児一時金 繰入金	8,384	0.2	△9.3	9,240	0.2	△3.2
財政安定化 支援事業繰入金	13,753	0.3	△2.6	14,113	0.3	△0.2
その他繰入金	56,200	1.1	25.2	44,879	0.9	72.5
基金繰入金	260,000	5.3	4.0	250,000	4.9	25.0
繰 越 金	179,699	3.6	△11.1	202,027	3.9	251.0
諸 収 入	7,593	0.2	81.2	4,190	0.1	△49.3
国 庫 支 出 金	25	0.0	△98.9	2,267	0.0	△52.9
合 計	4,926,205	100.0	△4.2	5,143,226	100.0	4.2

3 歳出の状況

歳出総額は、4,781,773千円で、前年度の4,963,527千円と比較すると181,754千円(△3.7%)の減となっており、その内訳は次のとおりです。

ア 総務費

総務費は83,984千円で、前年度に比べ7,027千円の増となりました。

イ 保険給付費

保険給付費は3,083,419千円で、前年度に比べ189,590千円の減となりました。

① 療養諸費

療養諸費は2,691,086千円で、前年度に比べ152,867千円の減となりました。

② 高額療養費

高額療養費は375,109千円で、前年度に比べ35,342千円の減となりました。

③ 出産育児諸費

出産育児諸費は30件分12,582千円で、前年度に比べ1,285千円の減となりました。

④ 葬祭諸費

葬祭諸費は63件分3,150千円で、前年度に比べ1,200千円の減となりました。

⑤ 傷病手当金

傷病手当金は36件分1,492千円で、前年度に比べ1,104千円の増となりました。

ウ 国民健康保険事業費納付金

国民健康保険事業費納付金は1,357,929千円で、前年度に比べ11,854千円の増となりました。

内訳は医療給付費分913,749千円、後期高齢者支援金等分319,897千円、介護納付金分124,283千円で構成されています。

エ 保健事業費

保健事業費は44,089千円で、前年度に比べ329千円の増となりました。

オ その他の支出

共同事業拠出金は1千円で、前年同額となり、基金積立金は208,437千円で、11,560千円の減となりました。諸支出金は3,914千円で186千円の増となりました。

第4表 歳出の状況

区 分	年 度	令和4年度			令和3年度		
		決算額	構成比	前年対比伸率	決算額	構成比	前年対比伸率
		千円	%	%	千円	%	%
総 務 費		83,984	1.8	9.1	76,957	1.6	8.9
保 険 給 付 費		3,083,419	64.5	△5.8	3,273,009	65.9	1.9
療 養 諸 費		2,691,086	56.3	△5.4	2,843,953	57.3	2.0
高 額 療 養 費		375,109	7.8	△8.6	410,451	8.3	0.7
移 送 費		—	—	—	—	—	皆減
出 産 育 児 諸 費		12,582	0.3	△9.3	13,867	0.3	△3.2
葬 祭 諸 費		3,150	0.1	△27.6	4,350	0.1	42.6
傷 病 手 当 金		1,492	0.0	284.5	388	0.0	506.3
国 民 健 康 保 険 金		1,357,929	28.4	0.9	1,346,075	27.1	0.2
医 療 給 付 費 分		913,749	19.1	2.8	889,167	17.9	△2.3
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分		319,897	6.7	△3.3	330,713	6.7	3.6
介 護 納 付 金 分		124,283	2.6	△1.5	126,195	2.5	10.5
共 同 事 業 抛 出 金		1	0.0	0.0	1	0.0	0.0
保 健 事 業 費		44,089	0.9	0.8	43,760	0.9	△3.2
基 金 積 立 金		208,437	4.4	△5.3	219,997	4.4	304.6
諸 支 出 金		3,914	0.1	5.0	3,728	0.1	△19.4
合 計		4,781,773	100.0	Δ 3.7	4,963,527	100.0	4.9

資料2

令和5年度 国民健康保険事業特別会計 9月補正予算(案)

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
1 国民健康保険料	877,933	△ 321	877,612	<p>国庫補助金（出産育児一時金臨時補助金）が令和5年度限定で、1件あたり5千円交付されることとなったことから国民健康保険料を5千円の3分の1の額を減額するもの。</p> <p>出産被保険者の産前産後期間の保険料軽減分254千円を国(2分の1)、県(4分の1)及び町(4分の1)が負担することにより、国民健康保険料を同額を減額するもの。</p> <p>当初予算より △321千円減額となったため補正減を行う。</p>
3 県支出金	3,300,025	693	3,300,718	<p>出産被保険者の産前産後期間の保険料軽減に伴うシステム改修費が県より、費用と同額が交付されるもの。</p>
5 繰入金	593,380	32,538	625,918	<p>出産被保険者の産前産後期間の保険料軽減分254千円を国(2分の1)、県(4分の1)及び町(4分の1)が負担することにより保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）を増額するもの。 当初予算より 254千円増額となったため補正増を行う。</p> <p>国庫補助金（出産育児一時金臨時補助金）が令和5年度限定で、1件あたり5千円交付されることとなったことから出産育児一時金繰入金を5千円の3分の2の額を減額するもの。 当初予算より △133千円減額となったため補正減を行う。</p> <p>町の単独事業として、重度障がい者医療費助成やひとり親医療費助成を行ったことによる国庫補助金減額分及び前年度(令和4年度)の不納欠損額相当分を一般会計から国保特別会計に繰り入れるもの。 当初予算より 32,417千円増額となったため補正増を行う。</p>

款	補正前の額	補正額	計	説明
6 繰越金	500	143,932	144,432	前年度(令和4年度)の歳入総額から歳出総額を差引いたもの。 当初予算より143,932千円増額となったため補正増を行う。
8 国庫支出金	0	200	200	国庫補助金(出産育児一時金臨時補助金)が令和5年度限定で、1件あたり5千円交付されることによるもの。 当初予算より200千円増額となったため補正増を行う。
歳入合計	4,822,574	177,042	4,999,616	

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
1 総務費	68,604	693	69,297	出産被保険者の産前産後期間の保険料軽減に伴うシステム改修により増額するもの。
6 基金積立金	9	176,349	176,358	当初予算額9千円(基金利息分)に、ここで確定した上記増額分176,349千円の補正増を行い、併せて国保財政調整基金に積み立てるもの。
歳出合計	4,822,574	177,042	4,999,616	

寒川町国民健康保険条例の一部改正について (出産被保険者の産前産後期間の保険料軽減)

1. 改正の概要

・ 出産被保険者の産前産後期間の所得割保険料と均等割保険料を軽減

① 出産被保険者の基準賦課額に所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、出産被保険者の産前産後期間の月数を乗じた額を軽減する。

② 出産被保険者の均等割額に12分の1を乗じて得た額に、出産被保険者の産前産後期間の額に、出産被保険者の産前産後期間の月数を乗じた額を軽減する。

※ 産前産後期間とは、

単胎妊娠： 出産予定日(出産日)が属する月の前月から出産予定日(出産日)が属する月の翌々月の計4カ月

多胎妊娠： 出産予定日(出産日)が属する月の3カ月前から出産予定日(出産日)が属する月の翌々月の計6カ月

2. 保険料が軽減される期間

【単胎妊娠の期間例】

				出産月				
	R5. 10月	R5. 11月	R5. 12月	R6. 1月	R6. 2月	R6. 3月	R6. 4月	R6. 5月
軽減	—	—	—	対象	対象	対象	対象	—

		出産月						
	R5. 9月	R5. 10月	R5. 11月	R5. 12月	R6. 1月	R6. 2月	R6. 3月	R6. 4月
軽減	—	対象外	対象外	対象外	対象	—	—	—

【多胎妊娠の期間例】

				出産月				
	R5. 12月	R6. 1月	R6. 2月	R6. 3月	R6. 4月	R6. 5月	R6. 6月	R6. 7月
軽減	—	対象	対象	対象	対象	対象	対象	—

				出産月				
	R5. 8月	R5. 8月	R5. 9月	R5. 10月	R5. 11月	R5. 12月	R6. 1月	R6. 2月
軽減	—	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象	—

・ 保険料軽減の対象月は、令和6年1月以降の月割額となるため、出産月によっては軽減月数が減少する場合があります。

令和4年度 国民健康保険料の不納欠損処分について

国民健康保険料は、世帯の加入者数と所得状況により計算されるため、全ての加入世帯に賦課が発生します。加入者には、自営業者のほか、年金生活者や無職の方も多く、保険料の納付が滞る人もいます。

国民健康保険料の時効(徴収権の消滅)は2年であり、資力のない滞納者には滞納処分もできません。

そこで、調査の結果、資力なしと判断した場合は、生活困窮による執行停止とし、時効となった期別を不納欠損しております。

今年度及び過去2年の不納欠損は、下表のとおりです。

	4年度		3年度		2年度	
	世帯数	不納欠損額	世帯数	不納欠損額	世帯数	不納欠損額
生活困窮	328	34,706,363	356	40,620,960	375	49,334,640
死亡	12	1,130,570	15	1,053,960	21	1,117,260
所在不明	18	2,792,250	15	1,016,810	11	799,410
その他	0	0	0	0	0	0
計	358	38,629,183	386	42,691,730	407	51,251,310

寒川町 データヘルス計画 実施スケジュール

資料5

項目	令和5年									令和6年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約締結 データ授受			★ご契約									
打合せ			★データ授受 (健診・レセプト等各種データ)									
データ 処理・分析			★事業スケジュールの協議等									
ワークシート作成期間			健康課題の分析・評価・背景要因分析									
会議体等												
計画書素案作成												
パブコメ&修正												
計画書完成 品質チェック(社内)												

▲9月27日【成果物】医療費分析資料

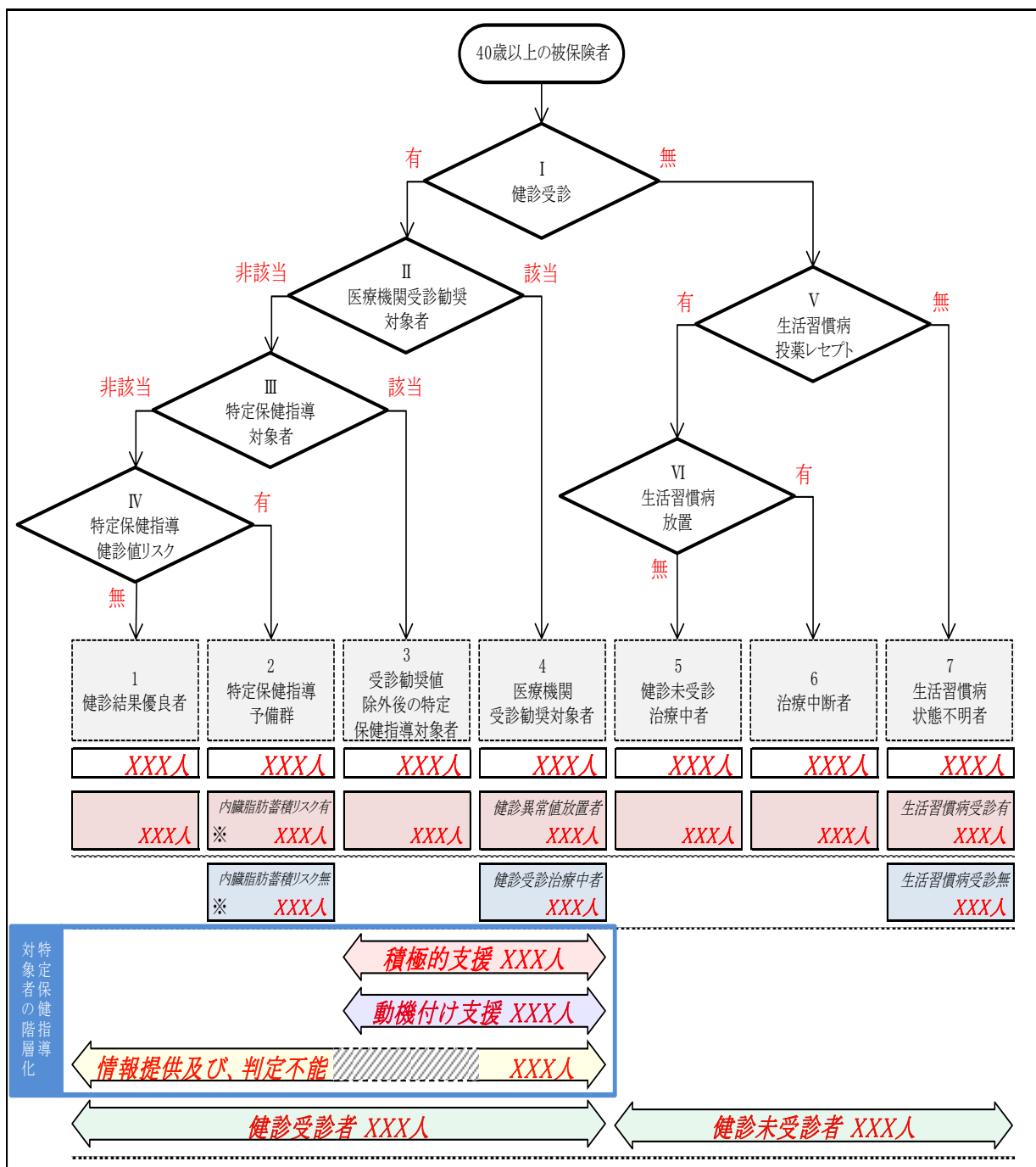
▲10月12日【成果物】素案納品

★素案校了

★【成果物】最終納品
紙媒体及びデータ

1. データヘルス計画分析例

特定健康診査及びレセプトデータによる指導対象者群分析



【フロー説明】

- I 健診受診 …健診受診の有無を判定。
- II 医療機関受診勧奨対象者 …健診値(血糖、血圧、脂質)のいずれかが、厚生労働省が定めた受診勧奨判定値を超えて受診勧奨対象者に該当するか判定。
- III 特定保健指導対象者 …厚生労働省が定めた「標準的な健診・保健指導プログラム」に沿って、特定保健指導対象者に該当するか判定。
- IV 特定保健指導健診値リスク …厚生労働省が定めた保健指導判定値により、健診値(血糖、血圧、脂質)のリスクの有無を判定。判定に喫煙は含めない。
- V 生活習慣病投薬レセプト …生活習慣病(糖尿病、高血圧症、脂質異常症)に関する、投薬の有無を判定。
- VI 生活習慣病放置 …生活習慣病(糖尿病、高血圧症、脂質異常症)を治療している患者で、一定期間の受診状況により生活習慣病放置の有無を判定。

【グループ別説明】

健診受診あり

- 1. 健診結果優良者 …保健指導判定値(血糖、血圧、脂質)に該当しない者。
- 2. 特定保健指導予備群 …保健指導判定値(血糖、血圧、脂質)に該当しているが、その他の条件(服薬有り等)により保健指導対象者でない者。
 - 内臓脂肪蓄積リスク有 …「2. 特定保健指導予備群」のうち、服薬が有るため特定保健指導対象者にならなかった者。
 - 内臓脂肪蓄積リスク無 …「2. 特定保健指導予備群」のうち、内臓脂肪蓄積リスク(腹囲・BMI)がないため特定保健指導対象者にならなかった者。
- 3. 受診勧奨値除外後の特定保健指導対象者 …受診勧奨判定値(血糖、血圧、脂質)に該当していない特定保健指導対象者。
- 4. 医療機関受診勧奨対象者 …受診勧奨判定値(血糖、血圧、脂質)に該当する者。
 - 健診異常値放置者 …「4. 医療機関受診勧奨対象者」のうち、健診受診後に生活習慣病に関する医療機関受診がない者。
 - 健診受診治療中者 …「4. 医療機関受診勧奨対象者」のうち、健診受診後に生活習慣病に関する医療機関受診がある者。または健診受診後生活習慣病に関する医療機関受診はないが、健診受診後間もないため病院受診の意志がない「健診異常値放置者」と判断できない者。

健診受診なし

- 5. 健診未受診治療中者 …生活習慣病治療中の者。
- 6. 治療中断者 …過去に生活習慣病の治療をしていたが、生活習慣病に関する医療機関受診が一定期間ない者。
- 7. 生活習慣病状態不明者 …生活習慣病の投薬治療をしていない者。
 - 生活習慣病受診有 …「7. 生活習慣病状態不明者」のうち、生活習慣病に関する医療機関受診がある者。
 - 生活習慣病受診無 …「7. 生活習慣病状態不明者」のうち、生活習慣病に関する医療機関受診がない者。